

2013年6月18日 制定
2021年4月27日一部改正

障がいのある学生の受入れ方針

障がいのある学生の受入れにあたっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、以下のことを行う。

【受験前の事前相談】

入学センターは、入学希望者に対し、入学試験の出願 2 カ月程度前から事前相談を行うことを『大学案内』や『入試要項』に明記して周知する。

入学センターは、入学希望者から事前に提出される「インタークシート」を参考に面談を行い、障がいの状況を把握し、入学試験における配慮内容を決定する。

【受験上の配慮内容】

配慮内容については、独立行政法人大学入試センターが実施する大学入学共通テストにおける配慮内容を基準とする。

【合格後の入学前相談】

学科並びに関係部署は、在学中の授業や定期試験など学修・学生生活全般について相談を行う。